

兵庫県公報

平成30年4月3日 火曜日 第2990号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成30年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	4
○保安林の指定の予定通知（同）	4
○同上（同）	5
○保安林の指定の解除予定通知（同）	5
○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧（水産課）	6
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	7
○兵庫県営住宅の使用料の収納事務の委託（住宅管理課）	7
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	9
教育委員会公告	
○落札者等の公示（県立神戸商業高等学校）	10
公安委員会規則	
○交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	10
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	11
○警備員指導教育責任者講習の実施	27
警察本部公告	
○落札者等の公示	29
正 誤	
○平成29年2月21日付け兵庫県公報第2876号中	30
○平成30年3月9日付け兵庫県公報第2号外中	30

公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
- 1 兵庫県明石警察署西新町交番及び兵庫県加西警察署日吉駐在所の位置の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 2 町名の変更に伴い、兵庫県神戸北警察署ひよどり台交番、兵庫県川西警察署木津駐在所及び兵庫県宝塚警察署仁川交番の所管区域並びに兵庫県相生警察署上郡駅前交番の位置及び所管区域について、所要の整備を行うこととした。
 - 3 その他所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第376号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成30年6月10日（日）

甲種危険物取扱者試験

午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験

午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1—63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2—1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6—42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902—4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請**ア 申請方法**

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成30年4月上旬から配布する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp>

イ 受付期間

平成30年4月16日（月）から同月26日（木）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日及び日曜日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（平成30年4月26日（木）までの消印有効。）。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）**ア 申請方法**

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp>

イ 受付期間

平成30年4月13日（金）午前9時から同月23日（月）午後5時まで

4 問合せ先**(1) 試験全般（電子申請を除く。）**

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話（078）385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 善 規	多可郡多可町加美区豊部1300番地



兵庫県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

菅谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 崎 普	豊岡市出石町荒木1014番地
同	川 崎 誠	同 市出石町荒木1061番地
同	竹 下 明 宏	同 市出石町荒木376番地
同	籾 谷 篤 男	同 市出石町荒木584番地
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地
同	前 田 忠 雄	同 市出石町福見384番地の1
同	中 川 正 幸	同 市出石町暮坂403番地
同	旗 谷 幸 雄	同 市出石町暮坂28番地
監 事	加 藤 信 弘	同 市出石町荒木948番地
同	渋 谷 輝 雄	同 市出石町荒木725番地
同	旗 谷 壽 雄	同 市出石町暮坂205番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 口 博 道	豊岡市出石町荒木1017番地
同	加 藤 信 弘	同 市出石町荒木948番地
同	竹 下 明 宏	同 市出石町荒木376番地
同	籾 谷 篤 男	同 市出石町荒木584番地
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地
同	國 谷 佳 弘	同 市出石町福見430番地
同	中 川 正 幸	同 市出石町暮坂403番地
同	旗 谷 幸 雄	同 市出石町暮坂28番地
監 事	加 藤 宥	同 市出石町荒木1089番地の2
同	前 田 忠 雄	同 市出石町福見384番地の1
同	旗 谷 壽 雄	同 市出石町暮坂205番地

照来土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 岡 富 之	美方郡新温泉町丹土660番地
同	岸 根 利 幸	同 郡 同 町多子490番地
同	西 坂 修	同 郡 同 町丹土1401番地
同	中 井 達 也	同 郡 同 町丹土975番地
同	村 尾 高 司	同 郡 同 町飯野988番地
同	赤 坂 典 明	同 郡 同 町桐岡52番地
同	門 村 哲 幸	同 郡 同 町切畑512番地の2
同	岩 本 広 司	同 郡 同 町切畑497番地の2
監 事	小 谷 政 志	同 郡 同 町丹土280番地
同	岩 本 孝 次	同 郡 同 町切畑212番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 岡 富 之	美方郡新温泉町丹土660番地
同	岸 根 利 幸	同 郡 同 町多子490番地
同	長谷坂 博 之	同 郡 同 町桐岡190番地
同	村 尾 高 司	同 郡 同 町飯野988番地
同	西 坂 修	同 郡 同 町丹土1401番地
同	中 井 達 也	同 郡 同 町丹土975番地
同	坂 出 裕 史	同 郡 同 町桐岡106番地
同	門 村 哲 幸	同 郡 同 町切畑512番地の2
同	岩 本 広 司	同 郡 同 町切畑497番地の2
監 事	小 谷 政 志	同 郡 同 町丹土280番地
同	川 崎 雅 洋	同 郡 同 町多子368番地



兵庫県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
洲本市安乎町平安浦字撫9・14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、14の1、字岩戸19の1・20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町塩田字北谷口873の5から873の9まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北谷口873の5・873の6・873の9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町横山字三谷127から130まで、132から134まで、144の1から144の3まで、144の14、145

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷130・132・144の1・144の14・145（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除予定保安林の所在場所

洲本市安乎町平安浦字撫16の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第383号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、播磨灘地区における特定漁港漁場整備事業計画を策定したいので、同条第4項の規定により当該事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類の名称
播磨灘地区特定漁港漁場整備事業計画の案
- 2 縦覧期間
平成30年4月3日（火）から同月23日（月）まで
- 3 縦覧場所
兵庫県農政環境部農林水産局水産課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び淡路県民局洲本農林水産振興事務所



兵庫県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成29年11月1日から平成30年3月12日まで
- 3 作業地域
神戸市、姫路市、西宮市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、丹波市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、香美町及び新温泉町の各一部（国道2号、国道9号、国道29号、国道175号、国道176号及び国道483号）



兵庫県告示第385号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
鈴蘭台西町 (6)	神戸市	北 区	鈴蘭台西 町四丁目		2番55の一部、2番62の一部、2番63の一部、5番71の一部、5番238の一部、6番12の一部、6番26の一部、6番27の一部



兵庫県告示第386号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
イヅリハ	宝塚市		玉瀬	イヅリハ	1番32の一部、1番107から1番110までの各一部



兵庫県告示第387号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
三津	宍粟市		山崎町三津	上ノ山 北山	503番から506番までの各一部、510番の一部、511番から513番まで、514番の一部、515番1、515番2、516番1、517番1の一部、584番1の一部、587番1から587番4まで、588番の一部、589番の一部、600番の一部、600番1の一部、511番から514番に至る地先の道路敷の一部、505番地先の水路敷の一部、620番2の一部、620番4の一部、620番5の一部、620番14、620番15



兵庫県告示第388号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県営住宅の使用料の収納事務を、株式会社東急コミュニティーに次のとおり委託した。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称
使用料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）第59条に規定する使用料の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役社長 雑賀克英
- 4 委託年月日
平成30年4月1日
- 5 収納の方法
収納受託者は、兵庫県営住宅の使用料を収納するときは、その権限があることを示す委託証明書を納入義務者に示し、領収書を交付するものとする。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ヤマダストアー朝霧店
所在地 明石市朝霧東町三丁目707番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ヤマダストアー株式会社
住所 揖保郡太子町鶴495番地1
代表者の氏名 山田和弘
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ヤマダストアー株式会社
住所 揖保郡太子町鶴495番地1
代表者の氏名 山田和弘
外未定2者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年11月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,756平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
61台
 - (2) 駐輪場の収容台数
56台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50.8平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
10.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年3月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年4月3日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年8月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市上三草字三草山1136番300の一部

同 市畑字トヤ谷口639番2の一部、639番2地先水路の一部

同 市畑字荷籠谷640番2の一部、640番10の一部、640番98、640番10地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加東市上三草1136番地

宗教法人念佛宗三寶山無量壽寺 代表役員 菱村和彦

3 許可年月日及び許可番号

平成30年3月1日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-7-6号（22加東）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市緑ヶ丘一丁目2127番8、2127番37

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区浜田213番地の2

有限会社大西殖産 代表取締役 大西賢一

3 許可年月日及び許可番号

平成30年2月13日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-2-2号（29相生）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町富永字南野神446番2、460番、461番1の一部、446番2地先水路

同 市龍野町富永字樋詰396番1、396番2の一部、397番1から397番3まで、398番1、398番2の一部、

- 402番1、403番、410番6の一部、411番、412番1、396番2地先里道、403番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市神岡町東鶯崎546番地の1
有限会社太成 代表取締役 河 崎 和 浩
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年3月6日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7-3号（29たつの）

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年4月3日

契約担当者

兵庫県立神戸商業高等学校長 坂 東 英 敏

- 1 落札に係る業務件名及び数量
県立神戸商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立神戸商業高等学校 神戸市垂水区星陵台4-3-1
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月7日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1
- 5 落札金額
47,952,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年1月26日

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月3日

兵庫県公安委員会

委員長 三 宅 知 行

兵庫県公安委員会規則第4号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県神戸北警察署の部ひよどり台交番の項中「ひよどり北町」を「しあわせの村 ひよどり北町」に改め、同表兵庫県川西警察署の部久代交番の項中「川西市久代1丁目」を「川西市久代6丁目」に改め、同部木津駐在所の項中「仁頂寺」の右に「旭ヶ丘」を加え、同表兵庫県宝塚警察署の部仁川交番の項中「仁川宮西町」の右に「仁川清風台」を加え、同表兵庫県明石警察署の部本町交番の項及び大蔵交番の項中「番街区」を「街区」に改め、同部西新町交番の項中「明石市西新町1丁目」を「明石市西新町2丁目」に改め、同部西明石交番の項及び林崎交番の項中「番街区」を「街区」に改め、同表兵庫県加西警察署の部宇仁駐在所の項中「治」を「治」に改め、同部日吉駐在所の項中「加西市池上町」を「加西市和泉町」に改め、同表兵庫県相生警察署の部上郡駅前交番の項中「上郡町竹万」を「上郡町駅前」に、「大持」を「駅前 大持」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第101号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成30年4月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成30年4月3日

兵庫県公安委員会
委員長 三宅知行

委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
和 田 辰 雄	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
畑 孝		
沼 田 倫 和		
中 井 正 敷		
松 田 義 仁		
清 原 孝 重		
河 南 幸 子		
園 外 茂 治		
東 中 良 夫		
岡 野 亘 寛		
加 治 雄 二		
西 浦 和 彦		
森 本 忠 宏		
谷 口 治 男		
粉 谷 勝 巳		
高 見 哲 夫		
高 山 義 昭		
吉 田 慎 一		
沼 館 園 子		
杉 本 治		
入 江 良 範		
石 川 正 則		
植 田 貴 佐 榮		
大 谷 一 郎		
徳 永 和 博		
木 村 信 代		

田中 昇	灘警察署 (078) 802-0110	灘警察署の管轄区域
竹本周治		
鹿瀬公生		
廣瀬一仁		
美土路弘子		
小野三恵		
細見里美		
井口一男		
森田章夫		
木戸慶子		
荻野洋子		
今池幸仁		
上村カネヨ		
村田智子		
岩崎嘉子		
檜原ミナミ		
佐々木康二		
寺田節子		
渡辺利子		
服部謙一		
三宅英明		
幸田幸子		
青木新次		
菅原安子		
伊藤貞枝		
久内由美子		
濱田紀子		
田中 瞳		
河田好数		
久野茂樹		
戎 眞琴		
赤坂通夫		
河野眞理		
後藤 実		

水野昌子	生田警察署 (078) 333-0110	生田警察署の管轄区域
中島唯夫		
三室和彦		
濱野勲		
村中尚子		
木村都志子		
梨子田和美		
市瀬昭次	兵庫警察署 (078) 577-0110	兵庫警察署の管轄区域
石井健一		
長井芳朗		
神崎雄康		
黒谷陽二		
牧節子		
植村俊一		
柳田将美		
岡田鈴子		
渡邊攝子		
植野好和		
藤岡薫		
西田正勝		
久保田廣		
中野良雄		
齊藤艶子		
都志卓男		
深瀬研二	長田警察署 (078) 578-0110	長田警察署の管轄区域
中野俊彦		
稲岡昭子		
藤竹一夫		
山田雅秋		
山口五十次		
大野幸雄		
石原操		
宮崎捷彦		
戸田一弘		

大土井 達 雄		
鵜久森 節 夫		
吉 岡 節 子		
井 筒 忠 夫		
村 上 之 子		
荒 内 拓 美		
徳 本 修		
森 澤 一 也		
谷 口 久 雄		
橋 本 征 司		
今 田 寛 子	須磨警察署 (078) 731-0110	須磨警察署の管轄区域
元 部 隆 夫		
瀧 川 康 子		
白 綾 貴 子		
栗飯原 美佐代		
安 井 兼 幸		
丸 橋 正 稔		
野 澤 哲 司		
柴 野 敏 昭		
山 田 睦 代		
田 攸 雅 子		
上 野 雅 章		
西 村 文 夫		
泉 田 誠 子		
北 山 昌 代		
須 藤 佳 子		
淡 井 祥 立		
関 口 トキ子	垂水警察署 (078) 781-0110	垂水警察署の管轄区域
橋 本 厚 子		
高 橋 ミツ子		
中 尾 智香子		
島 本 信 夫		
大 石 久 子		
松 原 要		

吉田和史		
魚崎幸子		
磯崎律子		
谷元光子	神戸水上警察署 (078) 306-0110	神戸水上警察署の管轄区域
川岸政光		
村上富哉		
稲葉千代美		
大野由里子		
井上敏和		
今田由樹		
竹内一郎	神戸西警察署 (078) 992-0110	神戸西警察署の管轄区域
澁谷裕美子		
安岡洋子		
綱島鉄雄		
永田輝昭		
田中允		
吉川隆		
藤原宏江		
戸田浅治		
井澤弘子		
岸正昭		
山口瑞穂		
辻本照男		
竹中敏勝		
石井伸子		
檜木善隆		
大下百合子		
栗林利樹		
佐藤義明		
守屋清治郎		
上野壤司		
木村富子		
中西和彦		
岡山昇平		

円 廣 吉 森 永 茂 樹 田 中 弘 亀 谷 洋 司 前 川 泰 雄 竹 岡 宣 治 竹 田 良 子 小 脇 ヒロ子 蔭 川 栄 行 井 上 義 弘	神戸北警察署 (078) 594-0110	神戸北警察署の管轄区域
岡 康 起 岡 尾 健 次 田 中 進 寺 下 吉 三 南 山 収 辻 範 行 平 野 賢 芝 田 多喜子 西 畑 仁 上 仲 範 司	有馬警察署 (078) 981-0110	有馬警察署の管轄区域
上 山 和 子 根 来 博 子 竹 迫 留利子 高 松 正 道 極楽寺 英 子 御 船 和 宏 柏 木 咲 子 岡 村 和 代 外 海 愛 子	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域
山 田 正 省 池 内 美 紀 橋 本 正 子 酒 井 繁 春 村 本 益 美		

高橋慶子	西宮警察署 (0798) 33-0110	西宮警察署の管轄区域
高田玉記		
佐藤一喜		
大前有三		
沼田芳恵		
田中栄子		
山下徳藏		
林泰則		
日高務		
森本敏一		
篠原正寛		
西林和晴		
小谷雅子		
米谷美江		
谷野良弘		
小林高治	甲子園警察署 (0798) 41-0110	甲子園警察署の管轄区域
畑中紀一郎		
三反元子		
堀北幸子		
高田弘子		
田中義則		
増田隆		
玉川佳子		
池本昭雄		
中村桂子		
杉山耕造		
永田里子		
福田正良		
稲吉夏子		
井上三知		
小松博慶		
安原和男		
市岡実		
上田彦次		

宮本秀夫	尼崎南警察署 (06) 6487-0110	尼崎南警察署の管轄区域
菊谷久美子		
宮内忍		
舟越千寿子		
宮下勝子		
金地享子		
山崎達子		
高橋忠臣		
寺田尚敬		
小賀野とよ子		
小松恒久		
島村美子		
濱崎雅子		
大槻洋生		
志築芳和		
小林友紀		
比嘉尚子		
川本喜八郎		
奥田満壽光		
北村育子		
高橋幸雄		
大南善博		
桑谷勇治		
立田幸男		
羽地偉知代		
西村香代子		
米一弘子		
奥田文子		
中村光良		
岡村信男		
丸岡盛夫		
小坂瞳		
蟻通雅生		
中村與一郎		

山 中 久 子	尼崎北警察署 (06) 6426-0110	尼崎北警察署の管轄区域
塚 尾 伸 治		
石 井 松 男		
阿 部 光 子		
松 田 俊一郎		
高 岡 勤		
田之上 乃里子		
三 浦 弘 恵		
花 里 桃 代		
近 藤 暁 志		
西 田 勇 夫		
早 川 武	伊丹警察署 (072) 771-0110	伊丹警察署の管轄区域
北 川 陸 男		
中 川 真之介		
伊 戸 卷 夫		
川 畑 庄 輔		
中 川 久		
皆 川 義 晴		
吉 原 稔 雄		
池 本 清 敏		
濱 田 辰 洋		
井 田 栄 藏		
婦 木 睦 夫		
阪 上 久 子		
緒 方 十四男		
杉 本 行 廣		
辰 巳 洋 子		
楠 木 将 明		
岸 本 善 行		
加治屋 幹 夫		
岩 崎 康 雄		
足 立 正		
東 修		

安井義人	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
久保美喜子		
谷舗博司		
石津容子		
天野いね子		
西村重雄		
竹川わかは		
井谷丈志		
下堂恵子		
高木清美		
森田清		
東井美知子		
寺田祐治		
辰己喜一		
横山道雄	宝塚警察署 (0797) 85-0110	宝塚警察署の管轄区域
今西好春		
島本清晴		
村田孝		
福本和美		
松川富貴子		
藤井洋治		
上野増江		
田中文子		
後藤征治		
塩谷誠		
半谷喜一		
喜多芳江		
福田真理子		
鈴木重廣		
白石朋康		
喜多満介		
西村博子		
山本康博		
和田哲也		

坂上圭子		
井熊裕二		
小林敏子	三田警察署 (079) 563-0110	三田警察署の管轄区域
前川正男		
田中良人		
小西順子		
坪之内敏美		
中川達之助		
中林慎子		
梶本美智子		
竹内雅子		
藪花守		
森本昭		
松原康二		
原田伸子		
廣森きよみ		
小澤美由紀	丹波警察署 (0795) 72-0110	丹波警察署の管轄区域
荻野真理子		
蔭山正三		
河津輝樹		
永井和昭		
中井貞治		
鈴木由利子		
浅田勝彦	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域
浅川幸雄		
三宅由香		
大野直明		
吉田ツル代		
岡部和彦		
西海英男		
藤田光男		
日高浩二		
西海正隆		
松谷晃		

関谷輝夫		
柏坂照雄		
山田純子		
松末衛		
岸本久代		
山下正夫		
榎本靖	三木警察署 (0794) 82-0110	三木警察署の管轄区域
戸田繁和		
森本定男		
田中召生		
澤 璉太郎		
正中章彦	加西警察署 (0790) 42-0110	加西警察署の管轄区域
正中安代		
長尾敏昭		
垣内るり子		
名尾一正		
松場敏夫	西脇警察署 (0795) 22-0110	西脇警察署の管轄区域
小山善郎		
中根昭良		
岡田篤史		
前田雅寛		
矢目一郎		
足立秋男		
森田孝		
村瀬一彦		
秦英之		
小田正法		
黒田美知代		
荒川ひさよ		
小山豊		
弓削弘		
新井留男		
池ノ上忠		
山崎秀久		

西 浦 富士子	加古川警察署 (079) 427-0110	加古川警察署の管轄区域
藤 井 隆 博		
飯 塚 亮 一		
田 村 悦 美		
大 西 佐久央		
岡 本 高 明		
田 中 育 江		
宮 脇 久 美		
吉 田 保		
松 尾 國 昭		
森 政 明		
小金丸 千 尋		
橋 知 子		
山 下 泰 男	高砂警察署 (079) 442-0110	高砂警察署の管轄区域
古 門 正 亘		
堀 部 勝 躬		
紙 谷 豊		
青 木 勝 博		
松 木 剛		
林 谷 親 雄		
大 谷 敬一郎		
川 西 いずみ	姫路警察署 (079) 222-0110	姫路警察署の管轄区域
坂 本 輝 子		
北 川 良 行		
家 木 進		
藤 田 覚		
大 前 弘		
志 水 あつ子		
南 都 昌 子		
島 村 哲 哉		
菅 尾 博 臣		
上 月 義 則		
谷 口 良 市		
八 汐 照 代		

川 端 しげ子		
小 川 哲 郎		
岩 田 義 一		
戸井田 三千代		
山 口 直 彦		
永 田 剛 治		
青 山 堅太郎		
田 路 和 子		
下 山 敦 子		
福 田 妙 子		
松 本 隆 子		
大 西 朋 子		
仙 石 寿 子		
眞 利 倭 子		
妻 鹿 信 也		
高 島 肇		
田 中 耕 三		
田 中 康 廣		
芝 口 国 秀		
平 田 耕 三	飾磨警察署 (079) 235-0110	飾磨警察署の管轄区域
後 藤 一 富		
赤 藤 雅 洋		
八 幡 哲 明		
櫻 井 進		
角 田 一 男		
山 西 博		
岡 本 雅 弘		
井 口 博 文		
森 康 博		
加 藤 正		
西 村 喜美江		
和 田 一 彦		
西 村 良 子		
桑 田 寿 雄		

小野 初 實	網干警察署 (079) 274-0110	網干警察署の管轄区域
松 本 進		
高 濱 夫美子		
長 田 誠		
吉 田 達 哉		
小 國 冷 子	福崎警察署 (0790) 23-0110	福崎警察署の管轄区域
和 田 映 子		
高 橋 和 子		
徳 永 久美子		
谷 川 朱 美		
坂 本 博 俊	たつの警察署 (0791) 63-0110	たつの警察署の管轄区域
三 木 佳 嗣		
館 林 種 美		
圓 尾 信 行		
山 根 照 明		
北 川 憲 一		
田 中 敏 行		
二ノ丸 麻理子		
三 島 淳 代		
熊 橋 佐登子		
林 昭 弘		
水 田 ひと美		
寺 田 和 子	相生警察署 (0791) 22-0110	相生警察署の管轄区域
中 村 日登美		
満 友 智 美		
沖 中 順 子		
岡 本 博 久		
寺 尾 孝 幸	赤穂警察署 (0791) 43-0110	赤穂警察署の管轄区域
横 山 直 美		
濱 本 陸 志		
山 本 光 弘		
木 村 美枝子		
横 田 智 子		

山下 廣司	佐用警察署 (0790) 82-0110	佐用警察署の管轄区域
谷口 正巳		
福井 泰彦		
古川 和昭		
岡田 勝治	宍粟警察署 (0790) 62-0110	宍粟警察署の管轄区域
笹 泰介		
東末 忠雄		
西村 幸代		
是兼 政信		
澤田 茂里		
衣川 修二	朝来警察署 (079) 672-0110	朝来警察署の管轄区域
黒川 あや子		
中尾山 利行		
長濱 章		
岡田 敏一	養父警察署 (079) 662-0110	養父警察署の管轄区域
圓山 満		
尾崎 義幸		
田路 之雄		
西垣 章一	豊岡南警察署 (0796) 24-0110	豊岡南警察署の管轄区域
岩瀬 明子		
小島 敏夫		
北見 寿直		
岡田 茂		
河本 木美子		
瀬川 ひろみ		
北垣 貴美代		
高木 武雄	豊岡北警察署 (0796) 32-0110	豊岡北警察署の管轄区域
仲田市郎		
山本 永二		
和田 常市		
井上 知明	美方警察署 (0796) 82-0110	美方警察署の管轄区域
森脇 修		
田中 信夫		
杉本 さよ子		

細川 歩	洲本警察署 (0799) 22-0110	洲本警察署の管轄区域
大河内 叶		
平田 功治		
岡本 員幸		
相曾 高博		
西谷 好民	淡路警察署 (0799) 72-0110	淡路警察署の管轄区域
長野 仁美		
畠田 尚司		
前田 升		
八嶋 眞由美		
申谷 好子	南あわじ警察署 (0799) 42-0110	南あわじ警察署の管轄区域
八田原 政弘		
武中 みどり		
清川 礼子		
藤本 裕子		
山口 恒利		
松本 裕昭		



兵庫県公安委員会告示第102号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月3日

兵庫県公安委員会
委員長 三宅知行

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成30年5月10日（木）から同月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成30年5月15日（火）から同月18日（金）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成30年5月18日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成30年4月10日(火)から同月20日(金)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(i) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ii) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(iii) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(iv) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ロ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ハ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ニ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会においても配布している。

8 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

9 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

10 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

11 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

12 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年4月3日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

1 落札に係る物品等の名称及び数量

平成30年度用品単価契約（P P C用紙（A4、A3、B4））

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月20日

4 落札者の名称及び住所

株式会社シミズ 神戸市須磨区弥栄台1丁目4番3

5 落札金額

- (1) P P C用紙 (A 4) 42,732,360円
- (2) P P C用紙 (A 3) 1,924,560円
- (3) P P C用紙 (B 4) 534,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年2月6日

正 誤

○平成29年2月21日付け（兵庫県公報第2876号）

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（兵庫県人事委員会規則第1号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
17	下から20	「任命」を「採用」に改め	「任命しよう」を「採用しよう」に改め



○平成30年3月9日付け（兵庫県公報第2号外）

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則（平成30年兵庫県規則第5号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から11	2 県民は	第9条 県民は